

# 都市計画マスタープランの概要

## 1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法の改正により創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）のことであり、都市の将来像や土地利用、道路、公園、下水道をはじめとする都市施設の整備方針等、基本的な方向性を示した都市づくりの総合的な指針です。

## 2. 都市計画マスタープランの役割

### ■ 長期的な視点から、実現すべき都市の将来像を明確にする指針

都市の現状や課題を把握し、将来あるべき都市の姿と都市づくりの方針を明確に示します。

### ■ 町が決定する都市計画法に基づく決定・変更されるべき方向性の指針

町が決定する都市計画法に基づく決定・変更されるべき方向性を示す役割を担います。

### ■ 道路、公園、下水道等都市整備に関わる総合的な指針

都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にするために、都市計画以外の都市づくり手法についても、施策の方向性を示す役割を担います。

### ■ 町民と行政の協働による都市づくりの理解を得る指針

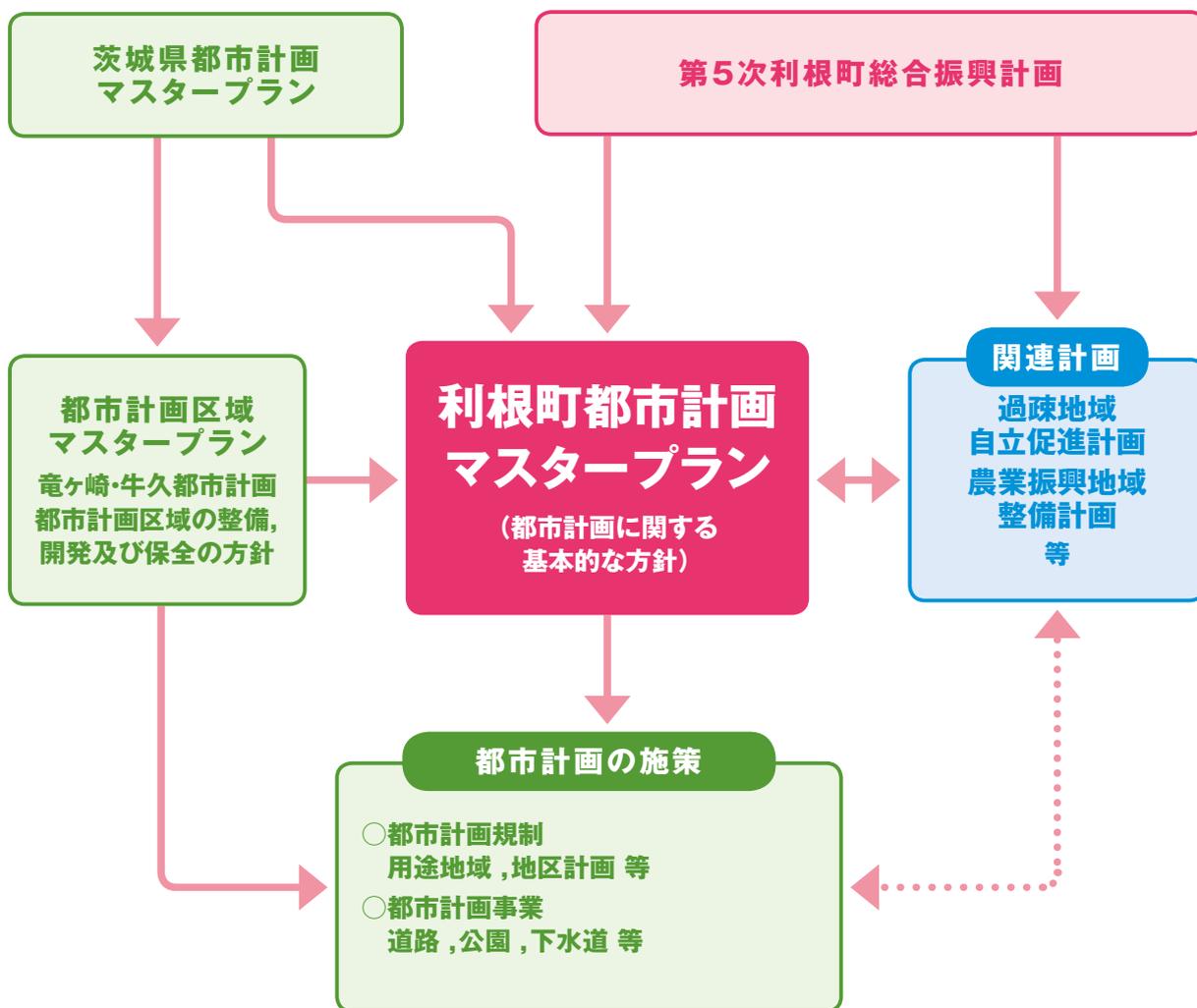
町民と行政が協働して都市づくりを考え、都市の課題や方向性について理解を共有することで、都市計画法に基づく決定・変更の際の合意形成が円滑に進む役割を担います。

### 3.都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2において「市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し定めるもの」とされています。

また、上位計画となる「第5次利根町総合振興計画」、「茨城県都市計画マスタープラン」、「竜ヶ崎・牛久都市計画（竜ヶ崎市、牛久市、利根町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すとともに、他の関連する諸計画と整合を図りながら、都市づくりに必要な基本方針を定めるものです。

図 1-1 都市計画マスタープランの位置づけ



(参考) 都市計画区域 (都市計画法第5条)

都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

# 利根町都市計画 マスタープランについて

## 1. 策定の背景

利根町(以下「本町」という。)は、茨城県南部に位置し、利根川を挟んで千葉県我孫子市と接しており、栄橋が昭和46年に架け替えられた後、住宅団地等の開発により新住民が増加し、昭和60年には人口が2万人を超えましたが、現在の人口は減少傾向となっています。こうしたなかで、人口減少・超高齢化社会の到来、環境問題の顕在化、災害に対する意識の高まり等、都市づくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

### ■ 人口減少・超高齢化社会の到来

近年、全国的に人口減少・超高齢化社会が急速に進展しており、大都市への一極集中が進むなかで、首都圏を形成する茨城県南部地域で唯一過疎地域に指定される等、都市の活力の低下が懸念されます。今後、本町の立地環境を活かし、持続可能な都市を目指すために、従来の拡大型の都市構造から集約型の都市構造への転換が求められています。

### ■ 環境問題の顕在化

地球温暖化や異常気象等の地球規模の環境変化や、交通・情報ネットワークの発達によってもたらされる環境問題の顕在化等により、町民一人ひとりの環境意識が高まっています。今後も、継続して身近な生活環境や自然環境を維持していくために、環境への負荷を低減し自然と調和する循環型社会の構築に向けた取組が求められています。

### ■ 災害に対する意識の高まり

東日本大震災をはじめとする自然災害の頻発を背景に、安全で安心な都市づくりがこれまで以上に求められており、町民が安心して暮らせる生活環境の整備が重要な課題となっています。

そのため、防災、防犯、子育て、就労、健康、都市施設の整備等あらゆる施策に対して、官民協働による「安全安心」の都市づくりが求められています。

### ■ 社会経済情勢

産業構造の複雑化やグローバル化により、社会経済活動が高度化、広域化し人材の活躍の場が国内外を問わず選択され、都市間で人材の流動が大きくなってきています。

特に利根川を挟んで千葉県に接する立地環境等から、周辺市町及び首都圏へ通勤通学を含め、日常的な移動手段の確保は、本町における定住人口の確保といった問題に直結する課題となっています。

こうした背景から、町民の理解と参加のもと、都市計画に関する分野において取り組むべき課題を明らかにしたうえで、第5次利根町総合振興計画と連動する都市の将来像を示し、具体的な方針を明確にする「利根町都市計画マスタープラン」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

## 2.目標年次

本計画は、長期的な視点から2019年度（平成31年度）から2030年度（平成42年度）の12年間を計画期間とし、目標年次を2030年度（平成42年度）とします。

## 3.対象範囲

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すもので、都市計画区域が対象範囲となっています。本町は、竜ヶ崎・牛久都市計画区域に指定され、町全域が都市計画区域に指定されていることから、計画の対象範囲を全町域とします。

図1-2 竜ヶ崎・牛久都市計画区域位置図



图1-3 利根町全图



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

## 4.計画の構成

本計画は、現況と課題を明らかにしたうえで、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた各種分野の方針を示した「全体構想」、地区ごとの方針を定める「地域別構想」で構成します。

### 第1部

#### 序論

- 第1章 都市計画マスタープランの概要
- 第2章 利根町都市計画マスタープランについて

### 第2部

#### 利根町の現況

- 第1章 概況
- 第2章 現況と課題
- 第3章 計画フレーム

### 第3部

#### 全体構想

- 第1章 都市の将来像
- 第2章 分野別方針

### 第4部

#### 地域別構想

- 第1章 地区区分について
- 第2章 地区別方針

### 第5部

#### 計画の実現に向けて

- 第1章 実現に向けた基本的な考え方
- 第2章 協働による都市づくりの推進
- 第3章 計画の進行管理



利根川